

名古屋高等裁判所裁判官会議議事録

第1 開催日時 令和元年6月21日(金)午後4時

第2 開催場所 名古屋高等裁判所大会議室

第3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

第4 議事の経過及び結果

1 付議事項

名古屋高等裁判所事務処理規程の一部改正について、別添の裁判官会議資料第1に記載のとおり、全員一致で議決した。

2 承認を求める事項

次の事項について、全員異議なく承認した。

(1) 裁判官の配置の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第2の1に記載のとおり

(2) 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第2の2に記載のとおり

3 報告事項

次の事項について、報告を受けた。

(1) 裁判官の職務代行について

別添の裁判官会議資料第3の1に記載のとおり

(2) 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第3の2に記載のとおり

(3) 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について

別添の裁判官会議資料第3の3に記載のとおり

(4) 裁判官以外の裁判所職員の昇格について

別添の裁判官会議資料第3の4に記載のとおり

(5) その他(文書開示)

別添の裁判官会議資料第3の5に記載のとおり

令和元年6月 25 日

議事録作成者、

裁判所事務官



議 長

高等裁判所長官



令和元年6月21日（金）開催

裁判官会議資料

名古屋高等裁判所

目

次

第1	付議事項	
	名古屋高等裁判所事務処理規程の一部改正について	1
第2	承認を求める事項	
1	裁判官の配置の定めの一部変更について	2
2	司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について	7
第3	報告事項	
1	裁判官の職務代行について	8
2	各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について	9
3	裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について	14
4	裁判官以外の裁判所職員の昇格等について	14
5	その他	14

第 1 付議事項

名古屋高等裁判所事務処理規程の一部改正について

「名古屋高等裁判所事務処理規程」（平成 4 年名古屋高等裁判所規程第 4 号）
を、別紙第 1 の 1 のとおり改正する。

第2 承認を求める事項

1 裁判官の配置の定めの一部変更について

(1) 平成31年3月22日から、次のとおり一部を変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧					新								
1	本 庁 民事第1部 裁判長	事 判 判 判 判	永 田 大 久 大	野 邊 場 保 保	庄 浩 め ぐ 孝 香	彦 典 み 二 織	1	本 庁 民事第1部 裁判長	事 判 判 判 判	田 大 久 大	邊 場 保 保	浩 め ぐ 孝 香	典 み 二 織
	特別部 裁判長	判 判 判 判 判 判	綿 高 山 永 松 水 後 福	引 橋 口 野 並 谷 藤 田	万 里 裕 庄 重 美 千	子 徹 之 彦 雄 子 隆 子 恵		特別部 裁判長	判 判 判 判 判 判	綿 高 山 松 始 水 後 福	引 橋 口 並 関 谷 藤 田	万 里 裕 重 正 美 千	子 徹 之 雄 光 子 隆 子 恵

(2) 平成31年3月23日から、次のとおり一部を変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧		新			
1 本 庁 民事第1部 裁判長	事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判	典 二 織 ぐみ 浩 孝 香 め 孝 香 邊 保 香 場 保 香 田 久 保 香	1 本 庁 民事第1部 裁判長	事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判	也 典 二 織 ぐみ 慎 浩 孝 香 浩 孝 香 田 邊 保 香 倉 田 久 保 香
特別部 裁判長	判 判	子 徹 之 雄 光 子 隆 子 里 裕 重 正 美 千 恵 萬 裕 重 正 美 千 恵 引 橋 口 並 関 谷 藤 田 綿 高 山 松 始 水 後 福	特別部 裁判長	判 判	子 徹 之 也 雄 子 隆 子 里 裕 慎 重 美 千 恵 萬 裕 慎 重 美 千 恵 引 橋 口 田 並 谷 藤 田 綿 高 山 倉 松 水 後 福
2 金沢支部 第1部(民事) 裁判長	判 判	生 司 朗 保 也 郎 太 郎 壽 恭 二 達 謙 敬 太 郎 中 川 原 野 登 見 田 石 細 栗 中 能 武	2 金沢支部 第1部(民事) 裁判長	判 判	生 司 朗 保 也 郎 太 郎 壽 恭 正 二 達 謙 敬 太 郎 中 川 藤 川 原 野 登 見 田 石 齋 細 栗 中 能 武
第2部 裁判長	判 判	司 朗 保 也 郎 太 郎 恭 二 達 謙 敬 太 郎 川 川 原 野 登 見 石 細 栗 中 能 武	第2部 裁判長	判 判	人 司 朗 保 也 郎 太 郎 正 恭 二 達 謙 敬 太 郎 藤 川 川 原 野 登 見 齋 石 細 栗 中 能 武

(3) 平成31年4月1日から、次のとおり一部を変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧		新	
1 本 序 民事第1部 裁判長	倉田大久保 田邊場保 慎浩めぐ 也典み二織	倉田大久保 田邊場保川 慎浩めぐ 也典み二道	倉田大久保 田邊場保川 慎浩めぐ 也典み二道
民事第2部 裁判長	松近鳥劔 並田居持 重正俊 雄晴一 亮	松坪鳥飯劔 並井居野持 重宣俊里 雄幸一 朗亮	松坪鳥飯劔 並井居野持 重宣俊里 雄幸一 朗亮
刑事第1部 裁判長	山出大山 山口村田 裕博陽順 之章一子	堀田山久保 内中田保 聖順優 満浩子子	堀田山久保 内中田保 聖順優 満浩子子
刑事第2部 裁判長	高後入赤 橋藤江松 恭亨 徹隆子太	高後入菱 橋藤江川 恭孝 徹隆子之	高後入菱 橋藤江川 恭孝 徹隆子之
特別部 裁判長	綿高山倉松水後福 引橋口田並谷藤田 万里徹之也雄子隆子 裕慎重美穂千恵	綿高倉松堀水後福 引橋田並内谷藤田 万里徹也雄満子隆子 慎重美穂千恵	綿高倉松堀水後福 引橋田並内谷藤田 万里徹也雄満子隆子 慎重美穂千恵

<p>2 金沢支部 第1部 (民事) 裁判長</p> <p>判 事 田 中 寿 生 判 事 石 川 恭 司 判 事 齋 藤 正 (代 判 事 齋 細 川 二 行) 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 人 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 朗 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 修 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 保 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 子 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 一</p> <p>第2部 (刑事) 裁判長</p> <p>判 事 齋 藤 正 人 判 事 石 川 恭 司 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 朗 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 修 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 保 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 子 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 一</p>	<p>2 金沢支部 第1部 (民事) 裁判長</p> <p>判 事 田 中 寿 生 判 事 石 川 恭 司 判 事 齋 藤 正 (代 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 人 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 朗 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 修 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 保 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 子 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 一</p> <p>第2部 (刑事) 裁判長</p> <p>判 事 齋 藤 正 人 判 事 石 川 恭 司 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 朗 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 修 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 保 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 子 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 一</p>
--	---

(4) 平成31年4月17日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧		新	
<p>2 金沢支部 第1部 (民事) 裁判長</p> <p>判 事 田 中 寿 生 判 事 石 川 恭 司 判 事 齋 藤 正 (代 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 人 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 朗 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 修 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 保 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 子 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 一</p>	<p>2 金沢支部 第1部 (民事) 裁判長</p> <p>判 事 田 中 寿 生 判 事 石 川 恭 司 判 事 齋 藤 正 (代 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 人 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 朗 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 修 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 保 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 子 判 事 齋 細 橋 栗 藤 川 本 原 一</p>		

第2部 裁判長	(刑事) 判 判 判 判	事 事 事 事	齋 石 細 橋 栗 峯 永	藤 川 川 本 原 金 井	正 恭 二 容 健	人 司 朗 修 保 子 一 (代行)
第2部 裁判長	(刑事) 判 判 判 判	事 事 事 事	齋 石 細 橋 栗 峯 永	藤 川 川 本 原 金 井	正 恭 二 容 健	人 司 朗 修 保 子 一 (代行)

(5) 平成31年4月20日から、次のとおり変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧		新	
2	金沢支部 第1部 (民事) 裁判長	判 判 判 判 判 判	事 事 事 事 事 事
	田 齋 細 橋 栗 峯 永	中 藤 川 本 原 金 井	寿 正 二 容 健
	生 人 朗 修 保 子 一 (代行)		
	第2部 (刑事) 裁判長	判 判 判 判 判	事 事 事 事 事
	齋 石 細 橋 栗 峯 永	藤 川 川 本 原 金 井	正 恭 二 容 健
	人 司 朗 修 保 子 一 (代行)		
2	金沢支部 第1部 (民事) 裁判長	判 判 判 判 判 判	事 事 事 事 事 事
	田 齋 細 橋 栗 峯 永	中 藤 川 本 原 金 井	寿 正 二 容 健
	生 人 朗 修 保 子 一 (代行)		
	第2部 (刑事) 裁判長	判 判 判 判 判	事 事 事 事 事
	齋 石 細 橋 栗 峯 永	藤 川 川 本 原 金 井	正 恭 二 容 健
	人 司 朗 修 保 子 一 (代行)		

2 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について

(1) 平成31年3月22日から、次のとおり一部を変更した。

〔第5 司法行政事務の代理順序〕

旧	新
<p>1 長官に差し支えがあるときの代理順序</p> <p>第1順位 判 事 山 口 裕 之 第2順位 判 事 永 野 庄 彦</p>	<p>1 長官に差し支えがあるときの代理順序</p> <p>第1順位 判 事 山 口 裕 之 第2順位 判 事 <u>松 並 重 雄</u></p>

(2) 平成31年3月23日から、次のとおり一部を変更した。

〔第5 司法行政事務の代理順序〕

旧	新
<p>1 長官に差し支えがあるときの代理順序</p> <p>第1順位 判 事 山 口 裕 之 第2順位 判 事 松 並 重 雄</p> <p>2 金沢支部長に差し支えがある時の代理順序</p> <p>第1順位 判 事 石 川 恭 司 第2順位 判 事 細 川 二 朗</p>	<p>1 長官に差し支えがあるときの代理順序</p> <p>第1順位 判 事 山 口 裕 之 第2順位 判 事 <u>倉 田 慎 也</u></p> <p>2 金沢支部長に差し支えがある時の代理順序</p> <p>第1順位 判 事 <u>齋 藤 正 人</u> 第2順位 判 事 細 川 二 朗</p>

(3) 平成31年4月1日から、次のとおり一部を変更した。

〔第5 司法行政事務の代理順序〕

旧	新
1 長官に差し支えがあるとき 第1順位 判 事 山 口 裕 之 第2順位 判 事 倉 田 慎 也	1 長官に差し支えがあるとき 第1順位 判 事 高 橋 徹 也 第2順位 判 事 倉 田 慎 也

第3 報告事項

1 裁判官の職務代行について

- (1) 平成31年3月23日付けで福井地方裁判所判事兼福井家庭裁判所判事・福井簡易裁判所判事に転補する名古屋高等裁判所金沢支部判事・金沢簡易裁判所判事石川恭司に対し、同日から同年4月16日までの間、名古屋高等裁判所判事の職務代行及び名古屋高等裁判所金沢支部勤務を命じた。
- (2) 岐阜地方裁判所判事兼岐阜家庭裁判所判事・岐阜簡易裁判所判事岩田澄江に対し、平成31年4月8日から当分の間、名古屋地方裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事・一宮簡易裁判所判事・半田簡易裁判所判事の職務代行を命じた。
- (3) 名古屋地方裁判所判事補・名古屋簡易裁判所判事塚本晴久に対し、平成31年4月1日から令和元年7月8日までの間、名古屋家庭裁判所判事の職務代行及び名古屋家庭裁判所豊橋支部勤務を命じた。
- (4) 津地方裁判所判事補志摩祐介に対し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、津家庭裁判所判事補の職務代行を命じた。

- 3 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について
別紙第2のとおり
- 4 裁判官以外の裁判所職員の昇格について
別紙第3のとおり
- 5 その他
別紙第4のとおり

◎名古屋高等裁判所規程第 号

名古屋高等裁判所事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十一日

名 古 屋 高 等 裁 判 所

名古屋高等裁判所事務処理規程の一部を改正する規程

名古屋高等裁判所事務処理規程（平成四年名古屋高等裁判所規程第四号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項第四号中、「任期付採用職員及び」を「任期付採用職員、」とし、「業務代替職員」の下に、「期間業務職員及びパートタイム職員」を加える。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

◎名古屋高等裁判所規程第四号

下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第二十八条の規定に基づき、名古屋高等裁判所事務処理規程を次のように定める。

平成四年十二月十八日

名古屋高等裁判所

改正 平成一六年 六月二五日名古屋高等裁判所規程第二号

平成一八年 六月一九日名古屋高等裁判所規程第一号

平成一九年 六月二九日名古屋高等裁判所規程第一号

平成二三年 六月二四日名古屋高等裁判所規程第一号

平成二九年一二月一五日名古屋高等裁判所規程第一号

令和 元年 六月二一日名古屋高等裁判所規程第一号

名古屋高等裁判所事務処理規程

第一条 名古屋高等裁判所が行う司法行政事務については、法令及び規則に定めるもののほか、この規程の

定めるところによる。

第二条 裁判官会議は、毎年六月及び十二月に招集しなければならない。

第三条 裁判官会議に常置委員会を置く。

2 常置委員会は、名古屋高等裁判所長官（以下「長官」という。）の諮問に応じて司法行政事務について意見を答申するほか、司法行政事務の運営について意見を述べることができる。

3 常置委員会の組織及び運営の方法は、別に定める。

第四条 司法行政事務は、次に掲げる事項及び第五条第一項に掲げる事項を除き、長官に委任する。

一 規則及び規程の制定及び改廃に関する事項

二 裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序に関する事項（事件の回付及び分配替えに関する事項を除く。）

三 開廷の日割りに関する事項

四 司法行政事務の代理順序に関する事項

2 長官は、前項の規定により委任された事務のうち、次に掲げる事項を処理する場合には、あらかじめ常

置委員会に諮問し、その意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 一 事件の回付及び分配替えに関する事項
- 二 裁判官の職務代行に関する事項
- 三 各種委員及び係裁判官の指名に関する事項
- 四 裁判官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）の任免、補職及び勤務裁判所の指定に関する事項（臨時的任用職員、任期付採用職員及び任期付採用職員、業務代替職員、期間業務職員及びパートタイム職員に係る事項並びに管内家庭裁判所の家庭裁判所調査官に任期を定めてする名古屋高等裁判所勤務の併任及び併任解除に関する事項を除く。）
- 五 職員の昇格に関する事項
- 六 裁判所法第八十条第二号の規定による司法行政の監督に関する事項
- 七 裁判官分限法第六条の申立て及び同法第八条の抗告に関する事項
- 八 職員の分限（心身の故障のため長期の休養を要する場合にする休職を除く。）及び懲戒に関する事項

3 長官が第一項各号に掲げる事項について下級裁判所事務処理規則第十九条の規定により応急の措置を講ずる場合には、前項の規定を準用する。

4 長官は、第一項の規定により委任された事務を処理した場合には、次に掲げる事項を除き、処理した事項及びその内容を裁判官会議に報告することを要しない。

一 第二項に掲げる事項（ただし、同項第六号に掲げる事項については、司法行政の監督権を行使した場合に限る。）

二 前号に掲げる事項のほか、長官が必要と認める事項

第五条 次に掲げる事項は、名古屋高等裁判所金沢支部長（以下「金沢支部長」という。）に委任する。

一 専ら名古屋高等裁判所金沢支部（以下「金沢支部」という。）に関する事項を扱う協議会及び事務打合せに関する事項

二 金沢支部に係属した事件の統計情報に関する事項

2 金沢支部長は、前項の規定により委任された事務を処理した場合には、金沢支部長が必要と認める事項を除き、処理した事項及びその内容を裁判官会議に報告することを要しない。

第六条 この規程を改正するには、出席裁判官の三分の二以上の賛成がなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成五年一月一日から施行する。

(名古屋高等裁判所裁判官会議規程の廃止)

2 名古屋高等裁判所裁判官会議規程(昭和二十五年二月四日制定)は、平成四年十二月三十一日限り、廃止する。

3 削除(平一六名高裁程二)

附 則 (平成一六年六月二五日名古屋高等裁判所規程第二号)

この規程は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一九日名古屋高等裁判所規程第一号)

この規程は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二九日名古屋高等裁判所規程第一号)

この規程は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十四日名古屋高等裁判所規程第一号)

この規程は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年一月二十五日名古屋高等裁判所規程第一号)

この規程は、平成三〇年一月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二十一日名古屋高等裁判所規程第一号)

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

◎名古屋高等裁判所規程第四号

下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第二十八条の規定に基づき、名古屋高等裁判所事務処理規程を次のように定める。

平成四年十二月十八日

名古屋高等裁判所

改正 平成一六年 六月二五日名古屋高等裁判所規程第二号

平成一八年 六月一九日名古屋高等裁判所規程第一号

平成一九年 六月二九日名古屋高等裁判所規程第一号

平成二三年 六月二四日名古屋高等裁判所規程第一号

平成二九年一月二五日名古屋高等裁判所規程第一号

令和 元年 六月二一日名古屋高等裁判所規程第一号

名古屋高等裁判所事務処理規程

第一条 名古屋高等裁判所が行う司法行政事務については、法令及び規則に定めるもののほか、この規程の

定めるところによる。

第二条 裁判官会議は、毎年六月及び十二月に招集しなければならない。

第三条 裁判官会議に常置委員会を置く。

2 常置委員会は、名古屋高等裁判所長官（以下「長官」という。）の諮問に依じて司法行政事務について意見を答申するほか、司法行政事務の運営について意見を述べることができる。

3 常置委員会の組織及び運営の方法は、別に定める。

第四条 司法行政事務は、次に掲げる事項及び第五条第一項に掲げる事項を除き、長官に委任する。

一 規則及び規程の制定及び改廃に関する事項

二 裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序に関する事項（事件の回付及び分配替えに関する事項を除く。）

三 開廷の日割りに関する事項

四 司法行政事務の代理順序に関する事項

2 長官は、前項の規定により委任された事務のうち、次に掲げる事項を処理する場合には、あらかじめ常

置委員会に諮問し、その意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 一 事件の回付及び分配替えに関する事項
- 二 裁判官の職務代行に関する事項
- 三 各種委員及び係裁判官の指名に関する事項
- 四 裁判官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）の任免、補職及び勤務裁判所の指定に関する事項（臨時的任用職員、任期付採用職員、業務代替職員、期間業務職員及びパートタイム職員に係る事項並びに管内家庭裁判所の家庭裁判所調査官に任期を定めてする名古屋高等裁判所勤務の併任及び併任解除に関する事項を除く。）
- 五 職員の昇格に関する事項
- 六 裁判所法第八十条第二号の規定による司法行政の監督に関する事項
- 七 裁判官分限法第六条の申立て及び同法第八条の抗告に関する事項
- 八 職員の分限（心身の故障のため長期の休養を要する場合にする休職を除く。）及び懲戒に関する事項

3 長官が第一項各号に掲げる事項について下級裁判所事務処理規則第十九条の規定により応急の措置を講ずる場合には、前項の規定を準用する。

4 長官は、第一項の規定により委任された事務を処理した場合には、次に掲げる事項を除き、処理した事項及びその内容を裁判官会議に報告することを要しない。

一 第二項に掲げる事項（ただし、同項第六号に掲げる事項については、司法行政の監督権を行使した場合に限る。）

二 前号に掲げる事項のほか、長官が必要と認める事項

第五条 次に掲げる事項は、名古屋高等裁判所金沢支部長（以下「金沢支部長」という。）に委任する。

一 専ら名古屋高等裁判所金沢支部（以下「金沢支部」という。）に関する事項を扱う協議会及び事務打合せに関する事項

二 金沢支部に係属した事件の統計情報に関する事項

2 金沢支部長は、前項の規定により委任された事務を処理した場合には、金沢支部長が必要と認める事項を除き、処理した事項及びその内容を裁判官会議に報告することを要しない。

第六条 この規程を改正するには、出席裁判官の三分の二以上の賛成がなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成五年一月一日から施行する。

(名古屋高等裁判所裁判官会議規程の廃止)

2 名古屋高等裁判所裁判官会議規程(昭和二十五年二月四日制定)は、平成四年十二月三十一日限り、廃止する。

3 削除(平一六名高裁程二)

附 則(平成一六年六月二五日名古屋高等裁判所規程第二号)

この規程は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則(平成一八年六月一九日名古屋高等裁判所規程第一号)

この規程は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則(平成一九年六月二九日名古屋高等裁判所規程第一号)

この規程は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十四日名古屋高等裁判所規程第一号)

この規程は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年一月二十五日名古屋高等裁判所規程第一号)

この規程は、平成三〇年一月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二十一日名古屋高等裁判所規程第一号)

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

(別紙第2)

([REDACTED])

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
[REDACTED]				

(事務職・書記職(幹部職員等) - 高裁任命権, 参考: 最高裁任命権等)

発令年月日	発令事項	異動前官職		氏名	備考	
H31.4.1	名古屋高裁	刑事首席書記官	名古屋地裁	刑事首席書記官	小林 敏康	最高裁発令事項
H31.4.1	名古屋地裁	刑事首席書記官	富山地裁	事務局長	廣田 昭彦	最高裁発令事項
H31.4.1	富山地裁	事務局長	富山家裁	事務局長	橋本 倫夫	最高裁発令事項
H31.4.1	富山家裁	事務局長	名古屋地裁	事務局次長	河合 進	最高裁発令事項
H31.4.1	名古屋地裁	事務局次長	福井地裁	事務局次長	野津 聡	最高裁発令事項
H31.4.1	福井地裁	事務局次長	福井家裁	事務局次長	大林 克典	最高裁発令事項
H31.4.1	福井家裁	事務局次長			武藤 和夫	最高裁発令事項
H31.4.1	名古屋地裁	民事首席書記官	名古屋家裁	家事首席書記官	紫藤 良一	最高裁発令事項
H31.4.1	名古屋家裁	家事首席書記官	岐阜家裁	事務局長	井藤 正勝	最高裁発令事項
H31.4.1	岐阜家裁	事務局長	津地裁	民事首席書記官	加藤 紀幸	最高裁発令事項
H31.4.1	津地裁	民事首席書記官	司法研修所	総務課長	谷口 哲文	最高裁発令事項
H31.4.1	最高裁	上席書記官	名古屋地裁	民事次席書記官	飯田 雄平	最高裁発令事項
H31.4.1	名古屋地裁	民事次席書記官	岐阜家裁	事務局次長	岩城 雅人	最高裁発令事項
H31.4.1	岐阜家裁	事務局次長			山田 一伸	最高裁発令事項
H31.4.1	裁判所職員 総合研修所	企画研修第一課研究 企画官			南出 良仁	最高裁発令事項

発令年月日	発令事項		異動前官職		氏名	備考
H31.4.1	津地裁	事務局長	裁判所職員 総合研修所	総務課長	村上 政司	最高裁発令事項
H31.4.1	津家裁	事務局長	津家裁	首席書記官	林 功二	最高裁発令事項
H31.4.1	津家裁	首席書記官	名古屋簡裁	首席書記官兼名古屋 地裁民事次席書記官 兼名古屋地裁刑事次 席書記官	水谷 佳子	最高裁発令事項
H31.4.1	名古屋簡裁	首席書記官兼名古屋 地裁民事次席書記官 兼名古屋地裁刑事次 席書記官			小笠原 晶	最高裁発令事項
H31.4.1	岐阜地裁	民事首席書記官	最高裁	書記官	宮治 利幸	最高裁発令事項
H31.4.1	福井地裁	事務局長	名古屋高裁	総務課長	原田 明	最高裁発令事項
H31.4.1	名古屋高裁	総務課長	最高裁	総務局審査官	早川 太	

発令年月日	発令事項		異動前官職		氏名	備考
H31. 4. 1	金沢地裁	事務局長	岐阜地裁	刑事首席書記官	神谷 秀行	最高裁発令事項
H31. 4. 1	岐阜地裁	刑事首席書記官	名古屋高裁	刑事次席書記官	三好 浩一	最高裁発令事項
H31. 4. 1	名古屋高裁	刑事次席書記官	富山家裁	首席書記官	新原 泰隆	最高裁発令事項
H31. 4. 1	富山家裁	首席書記官	名古屋高裁	総括企画官	萩原 博志	最高裁発令事項
H31. 4. 1	名古屋高裁	総括企画官	富山地裁	事務局次長	中村 多佳子	
H31. 4. 1	富山地裁	事務局次長兼富山家裁事務局次長	富山家裁	事務局次長	天春 優子	最高裁発令事項 家裁事務局次長 併任発令
H31. 4. 1	金沢地裁	刑事首席書記官	福井地裁	刑事首席書記官	岡林 和彦	最高裁発令事項
H31. 4. 1	福井地裁	刑事首席書記官	名古屋地裁	総括主任書記官	後藤 真一	最高裁発令事項
H31. 4. 1	名古屋地裁	総括主任書記官	名古屋家裁	家事次席書記官	矢野 均	最高裁発令事項
H31. 4. 1	名古屋家裁	家事次席書記官			齊藤 智昭	最高裁発令事項
H31. 4. 1	金沢家裁	事務局長	福井家裁	首席書記官	永井 圭子	最高裁発令事項
H31. 4. 1	福井家裁	首席書記官	金沢地裁	民事次席書記官	畦地 由紀	最高裁発令事項
H31. 4. 1	金沢地裁	民事次席書記官			高野 淨	最高裁発令事項

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
-------	------	-------	----	----

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

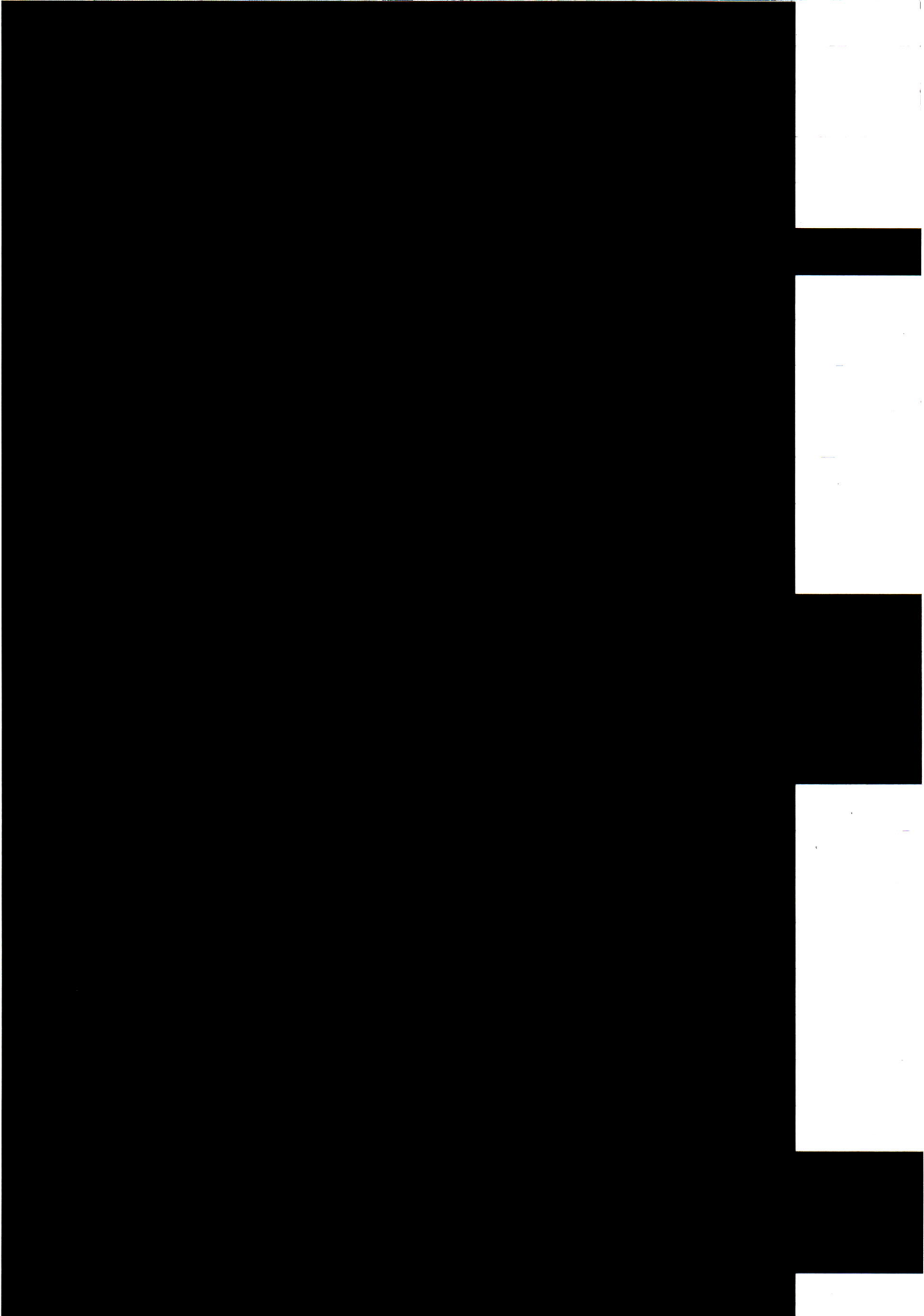
発令年月日

発令事項

異動前官職

氏名

備考



(調査職(首次席総括クラス) - 高裁任命権, 参考: 最高裁任命権等)

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
H31.4.1	福井家裁 首席家裁調査官	岐阜家裁 次席家裁調査官	勝田 和枝	最高裁発令事項
H31.4.1	岐阜家裁 次席家裁調査官	静岡家裁 次席家裁調査官	星野 明彦	最高裁発令事項
H31.4.1	富山家裁 首席家裁調査官	名古屋家裁 次席家裁調査官	北林 悟	最高裁発令事項
H31.4.1	名古屋家裁 次席家裁調査官	名古屋家裁 次席家裁調査官兼名古屋高裁家裁調査官	佐藤 和英	併任解除
H31.4.1	名古屋家裁 次席家裁調査官兼名古屋高裁家裁調査官	富山家裁 次席家裁調査官	仲 稔治	最高裁発令事項(本務) 名古屋高裁発令事項(併任)
H31.4.1	富山家裁 次席家裁調査官		大島 弘樹	最高裁発令事項
H31.4.1	静岡家裁浜松支部 総括主任家裁調査官		本多 洋子	最高裁発令事項
H31.4.1	金沢家裁 次席家裁調査官		浦上 豊秋	最高裁発令事項
H31.4.1	名古屋家裁 総括主任家裁調査官		増田 幹生	最高裁発令事項

常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
-------	------	-------	----	----

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------	------------	------------	------------

常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
-------	------	-------	----	----

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------	------------	------------	------------

([REDACTED])

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
-------	------	-------	----	----

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------	------------	------------	------------

([REDACTED])

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
-------	------	-------	----	----

[REDACTED]				
------------	--	--	--	--

常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
-------	------	-------	----	----

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------	------------	------------	------------

常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日

発令事項

異動前官職

氏名

備考

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日

発令事項

異動前官職

氏名

備考

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

常置委員会諮問等事項

([REDACTED])

発令年月日	発令事項	異動前官職	氏名	備考
[REDACTED]				

(別紙第3)

裁判官以外の裁判所職員の昇格等

1

所属庁	官職	氏名	備考

2

所属庁	官職	氏名	備考

所属庁	官職	氏名	備考

所属庁	官職	氏名	備考

所属庁	官職	氏名	備考

所属庁	官職	氏名	備考

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

3

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(別紙第4)

開示申出状況

令和元年5月23日現在

	申出日 (受理日)	開示申出内容 (司法行政文書の名称等)	終局 (通知) 日	終局 (通知) 結果	苦情の有無
1	2月25日 (2月27日)		5月7日	不開示 (文書不存在)	
2	3月7日 (3月11日)		3月29日	全部開示	
3	3月7日 (3月11日)		4月24日	一部開示 (不開示情報)	
4	3月25日 (3月27日)		4月19日	不開示 (文書不存在)	
5	3月26日 (3月28日)		4月15日	全部開示	
6	4月2日 (4月4日)		5月7日	不開示 (存否応答拒否)	有

※ 平成31年12月8日から令和元年5月23日までに終局 (通知) をした開示申出である。

※ 上記のほか、令和元年5月23日までに終局 (通知) をしていない開示申出が4件ある。